

# 大館市 保険だより

## 令和2年6月号

編集と発行 大館市 市民部 保険課 ☎43-7047  
Eメール kokuho@city.odate.lg.jp



### 今飲んでる薬、

## ジェネリック医薬品にしませんか？



近年、高齢化や生活習慣病の増加に伴い医療費が増加しています。市では、増加する医療費を少しでも抑えるため、ジェネリック医薬品の普及・利用促進に取り組んでいます。ジェネリック医薬品を利用することで、ひとりの負担（各家庭の薬代だけでなく、みんなの負担（国保の医療費支出）の削減にもつながります）。

### ジェネリック医薬品とは

ジェネリック医薬品（後発医薬品）とは、新薬（先発医薬品）の特許期間が終了した後に、新薬と同じ成分を持ち、同じ効果があると厚生労働省から認められた薬です。ジェネリック医薬品は新薬と比べて医薬品の開発期間が短いので、開発費を大幅に抑えることができます。そのため、低価格で販売することができます。

### ジェネリック医薬品の注意点

- ⚠ すべての薬にジェネリック医薬品があるわけではありません。
- ⚠ 医師が使用を認めない場合は切り替えることができません。
- ⚠ ジェネリック医薬品に変更しても、薬代の差額が少ないなどの理由で窓口での自己負担があまり変わらない場合もあります。
- ⚠ 心配な点・疑問な点がある場合は、医師や薬剤師に相談して、十分な説明を受けてから使用してください。

### お得なだけじゃない！ジェネリック医薬品の工夫

- **味やおいを改良**  
苦みを感じにくくしたり風味や香りを加えたりして、大人も子どもも飲みやすい味に改良しています。
- **飲みやすく工夫**  
錠剤を小さくする、ゼリーや液剤にするなど工夫しています。また、水なしで口の中で溶ける錠剤なども開発されています。
- **パッケージを工夫**  
パッケージに凹凸を付ける、薬の作用を表記するなど、高齢者や家族にも分かりやすくしています。

### シールで意思表示ができます

医師や薬剤師にジェネリック医薬品の処方をお願いしにくいのかのために、保険証に貼ることでジェネリック医薬品への切り替えの意思を手軽に伝えられるシールを配布しています。ご希望のかたは保険課までお越しください。

### ジェネリック医薬品に関する差額通知をお送りしています

国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入しているかたのうち、現在使用している医薬品をジェネリック医薬品に切り替えると、一部負担金が国民健康保険のかたで400円以上、後期高齢者医療制度のかたで200円以上安くなると見込まれる場合、年2回「ジェネリック医薬品に関するお知らせ」をお送りしています。

変更できるジェネリック医薬品の名称や金額などが書かれていますので、ジェネリック医薬品への切り替えを検討する際の参考にしてください。

### 送付予定時期

- 国民健康保険加入のかた  
... 8月、2月
- 後期高齢者医療加入のかた  
... 7月、1月



# 令和2年度 国民健康保険税について

問い合わせ 税務課市民税係 ☎43-7033

	所得割	均等割	平等割	課税限度額
医療分	8.43%	21,000円	19,000円 ※特定世帯 9,500円 ※特定継続世帯 14,250円	630,000円
後期高齢者 支援金分	2.35%	6,000円	5,000円 ※特定世帯 2,500円 ※特定継続世帯 3,750円	190,000円
介護分	2.50%	7,900円	5,600円	170,000円

※特定世帯とは、国民健康保険の被保険者が後期高齢者医療制度に移行したため、国民健康保険の被保険者が1人になった世帯で、その後期高齢者医療制度に移行したかたが同じ世帯にいる世帯のことです。また、特定世帯に該当した月から5年を経過すると、翌月から特定継続世帯に移行します。(移行後3年間)

## 保険税が国保を支えています

国民健康保険(以下、国保)加入者が医療機関を受診した場合、その医療費の自己負担分以外は国保が負担しています。その財源として、加入している皆さんが納めている国民健康保険税(以下、保険税)が最も重要な柱となっています。

職場の健康保険などに加入しているかた以外は、皆さんが国保に加入し、保険税を納めなければなりません。もし保険税の未納があると、国保制度そのものが成り立たなくなります。

国保に加入している皆さんの納める保険税が、国保を支えています。

## 保険税の特別徴収について

保険税の特別徴収とは、年金からの引き落としによって保険税を納める納付方法です。次のすべての条件に該当する世帯主のかたが対象です。

- ・ 65歳以上75歳未満の国保加入者であること
- ・ 年額18万円以上の老齢等年金を受給していること
- ・ 同じ世帯の国保に加入しているかたが全員65歳以上75歳未満であること
- ・ 世帯主本人の介護保険料と保険税の合計額が年金給付額の2分の1以下であること

なお、世帯主が75歳になる年度は特別徴収を行いませんので、納付書による納付や口座振替をご利用ください。

## 納付書は世帯主あてに郵送します

令和2年度保険税の納税通知書(納付書)は世帯主あてに7月中旬に郵送します。納付書の金額や納付方法、納期限を確認し、納め忘れないようお願いいたします。

## 保険税の納付方法変更の申し出について

保険税の納付方法を、特別徴収から口座振替による納付へ変更できます(納付書による現金納付への変更はできません)。

## 手続きの方法

- ① 金融機関へ口座振替の申し込みをします。すでに申し込みが済んでいる場合は必要ありません。
- ② 次のものを持参して左記の受付場所ですし出をします。

- ・ 口座振替申込書の本人控えなど、口座振替の申し込みが済んでいることが分かるもの
- ・ 印鑑 ※認め印可
- ・ 保険税の納税通知書(納付書)

## 受付場所

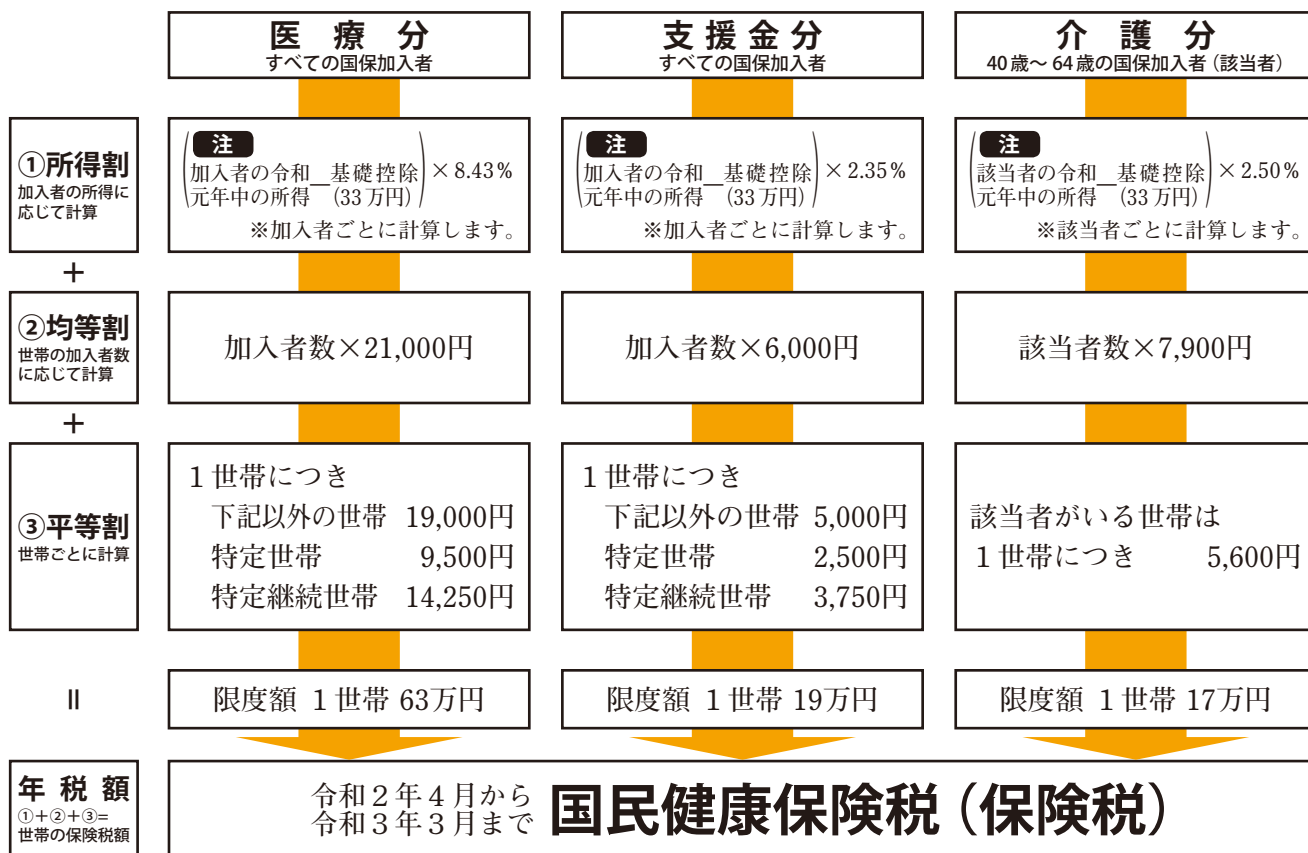
- ・ 大館市役所税務課市民税係
- ・ 比内・田代総合支所市民生活係

## ご注意

- ※課税される保険税額が、納付方法によって変わることはありません。
- ※これまでの保険税の納付状況によっては、納付方法の変更が認められない場合があります。
- ※納付方法が特別徴収のまままでよいというかたは、申し出の必要はありません。

# 令和2年度 国民健康保険税の計算方法と税率等

保険税は次の方法で世帯ごとに計算します。



## 年度の途中に加入・脱退した場合

所得割・均等割をその年度の加入月数で月割計算します。世帯全員が中途加入・脱退した場合は、平等割も月割計算します（加入月数とは末日に国保資格がある月の合計です）。

### ●途中で加入したとき

年間保険税 ×  $\frac{\text{加入した月から年度末までの月数}}{12\text{カ月}}$

### ●途中で脱退したとき

年間保険税 ×  $\frac{4\text{月から脱退月の前月までの月数}}{12\text{カ月}}$

## 年度の途中に40歳になるかた

40歳になった月（1日が誕生日の場合はその前月）分から医療分と支援金分に介護分を加算した保険税を納付します。

例 7月1日生まれ

例 7月2日生まれ

6月分から  
介護分を納めます。

7月分から  
介護分を納めます。

## 年度の途中に75歳になるかた

保険税は、あらかじめ75歳の誕生日の前月分までの月数で月割計算しています。

## 年度の途中に65歳になるかた

### 保険税（介護分）

保険税の介護分は、あらかじめ65歳の誕生日の前月（誕生日が1日のかたはその月の前々月）分までの月数で月割計算しています。

### 介護保険料

65歳になった月（誕生日が1日のかたはその前月）分からの介護保険料は、保険税とは別に長寿課から送付される納付書で納付してください。

## 65歳以上のかたの介護保険料

65歳になった翌年からの納付方法は、老齢等年金の年額などで異なります。

年金の年額が  
18万円以上のかた

年金の年額が  
18万円未満のかた

年金からの引き落としにより介護保険料を納めます（特別徴収）。

納付書や口座振替で納付します。

介護保険料についての問い合わせ  
長寿課 介護保険係 ☎ 43-7055

# 国民健康保険税の減免・軽減制度

## 保険税の軽減

世帯主（国保加入していない世帯主も含む）及び国保加入者全員の令和元年中の合計所得が一定基準以下の場合、保険税の一部（均等割・平等割）を軽減します。

令和元年中の所得で判定します。申請は不要です。詳しくは5ページをご覧ください。

### 国保から後期高齢者医療制度に移行したかたがいる世帯の軽減

国保から後期高齢者医療制度に移行したかたを、特定同一世帯所属者と呼びます。

特定同一世帯所属者が世帯にいる場合、次のような軽減の特例があります。

- ・ 保険税の5割軽減と2割軽減の判定基準となる国保加入者の人数に特定同一世帯所属者も含めます。

これにより、世帯構成や年収が変わらなければ、今までと同じ軽減を受けることができます。

- ・ 世帯の国保加入者が1人になった場合、1年目から5年目は保険税の平等割額が基本額の半額になります。6年目から8年目は、保険税の平等割額が基本額の4分の1減額されます。



## 会社などの健康保険（被用者保険）の被扶養者だったかたの減免

被用者保険の本人が後期高齢者医療制度に移行したことにより、その被扶養者であったかたが国保に加入した場合（加入時に65歳以上のかた。旧被扶養者と呼びます）の減免制度があります。適用される期間は、国保加入日の属する月以後2年間を経過する月までです。減免後の保険税額は次のとおりです。

所得割	免除により0円
均等割	軽減分を含めて 基本額の半額
平等割	国保加入者が旧被扶養者のみで、かつ特定（継続世帯ではない場合） 軽減分を含めて 基本額の半額

国保加入の際に旧被扶養者であると判明した場合は、加入手続きをすれば減免申請があったものとみなされます。加入手続きの際に次のものをお持ちください。

- ・ 被用者保険の被扶養者でなくなったとき  
↓ 資格喪失証明書
- ・ 転入により国保加入するとき  
↓ 旧被扶養者異動連絡票

## 失業したかたの保険税の軽減

解雇や会社の倒産など、非自発的理由で失業した65歳以下のかたの保険税が軽減されます。この軽減制度の適用を受けるためには申請が必要です。雇用保険受給資格者証を準備のうえ、ご相談ください。

### 申請・問い合わせ

保険課国保係 ☎43・7047

### 納税相談

保険税の納付が困難なかたに向けた納税相談を行っています。

### 問い合わせ

収納課収納係 ☎43・7036

### 保険税の減免

保険税の軽減制度とは別に、やむをえない事情により保険税の納付が著しく困難な場合には減免（一部または全部）する制度があります。

- ・ 対象となるのは次のようなかたです。
- ・ 生活保護基準と比較してその基準に満たないかた、または同程度のかた
- ・ 失業や疾病などで収入が著しく減少し、生活が非常に困難になったかた
- ・ 風水害などの災害で、所有する財産に被害を受けたかた
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響等により保険税の納付が困難なかた（事業収入等に一定基準以上の影響が認められる場合であり、年金収入のみの場合等は該当なりません）

### 申請・問い合わせ

税務課市民税係 ☎43・7033

## 軽減判定の基準

- ①令和2年4月1日現在の国保加入世帯の世帯主、加入者及び特定同一世帯所属者の令和元年中の合計所得注で判定します。
- ②令和2年4月2日以降に国保加入した世帯や世帯主変更があったときは、その時点で判定します。
- ③令和元年12月31日時点で65歳以上の公的年金所得者については、公的年金等所得から15万円を控除した額で判定します。

世帯主、国保加入者及び特定同一世帯所属者の令和元年中の合計所得	軽減割合
330,000円以下	7割軽減
(国保加入者数 + 特定同一世帯所属者数) × 285,000円 + 330,000円以下	5割軽減
(国保加入者数 + 特定同一世帯所属者数) × 520,000円 + 330,000円以下	2割軽減

## 軽減額

保険税の軽減額は次のとおりです。

区分	軽減割合	7割軽減		5割軽減		2割軽減	
		均等割	平等割	均等割	平等割	均等割	平等割
医療分	下記以外の世帯	14,700円	13,300円	10,500円	9,500円	4,200円	3,800円
	特定世帯		6,650円		4,750円		1,900円
	特定継続世帯		9,975円		7,125円		2,850円
支援金分	下記以外の世帯	4,200円	3,500円	3,000円	2,500円	1,200円	1,000円
	特定世帯		1,750円		1,250円		500円
	特定継続世帯		2,625円		1,875円		750円
介護分	共通	5,530円	3,920円	3,950円	2,800円	1,580円	1,120円

基準に該当する場合、次の計算式の金額を保険税から軽減します。

$$\text{国保加入者数} \times \text{均等割軽減額} + \text{平等割軽減額} = \text{軽減額}$$

[例] 国保加入者が4人の世帯（特定〈継続〉世帯以外）が5割軽減に該当する場合の医療分は

$$\left( \begin{array}{c} \text{国保加入者数} \\ 4人 \end{array} \right) \times \left( \begin{array}{c} \text{均等割軽減額} \\ 10,500円 \end{array} \right) + \left( \begin{array}{c} \text{平等割軽減額} \\ 9,500円 \end{array} \right) = 51,500円 \text{〔軽減額〕}$$

また、年度の途中に国保加入・脱退した世帯の場合、保険税額は次のようになります。

$$(\text{年間保険税額} - \text{軽減額}) \times \frac{\text{国保加入月数}}{12} = \text{保険税額}$$

### 令和2年度の納期限

納付書による納付や口座振替納付のかたは、8回に分けて納めることになっています。  
特別徴収（年金からの引き落とし）のかたは、年金支給月に引き落とされます。



納期	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期
納期限 (口座振替日)	7月31日	8月31日	9月30日	11月2日	11月30日	12月25日	令和3年 2月1日	3月1日

- 令和2年度の保険税納税通知書（納付書）は、7月中旬に世帯主あてに郵送します。  
納付書の金額と納付方法、納期限をご確認のうえ、納め忘れのないようお願いします。

# 我が家の保険税はいくら?

税

世帯内に40歳以上65歳未満のかた(介護保険の第2号被保険者)がいる場合は、医療分+支援金分+介護分の合計額が年間の保険税額になります。

40歳以上65歳未満のかたがいない場合は、医療分+支援金分の合計額が年間の保険税額になります。

<b>医療分</b> すべての国保加入者	<b>支援金分</b> すべての国保加入者	<b>介護分</b> 40歳～64歳の国保加入者(該当者)
-------------------------	--------------------------	----------------------------------

## 1. 所得割・・・所得に応じて計算 ※加入者ごとの算定額がマイナスのときは0円にします。

(加入者の令和 元年中の所得 - 33万円) × 8.43%	算定額	(加入者の令和 元年中の所得 - 33万円) × 2.35%	算定額	(該当者の令和 元年中の所得 - 33万円) × 2.50%	算定額
( <input type="text"/> - 33万円 ) × 8.43%	円	( <input type="text"/> - 33万円 ) × 2.35%	円	( <input type="text"/> - 33万円 ) × 2.50%	円
( <input type="text"/> - 33万円 ) × 8.43%	円	( <input type="text"/> - 33万円 ) × 2.35%	円	( <input type="text"/> - 33万円 ) × 2.50%	円
( <input type="text"/> - 33万円 ) × 8.43%	円	( <input type="text"/> - 33万円 ) × 2.35%	円	( <input type="text"/> - 33万円 ) × 2.50%	円
<b>計</b>	① 円	<b>計</b>	⑥ 円	<b>計</b>	⑪ 円

## 2. 均等割・・・世帯の国保加入者数、介護該当者数に応じて計算

加入者数 <input type="text"/> 人 × 21,000円	② 円	加入者数 <input type="text"/> 人 × 6,000円	⑦ 円	該当者数 <input type="text"/> 人 × 7,900円	⑫ 円
--	--------	---	--------	---	--------

## 3. 平等割・・・世帯ごとに計算 ※平等割については2ページをご覧ください。

下記以外の世帯 19,000円 特定世帯 9,500円 特定継続世帯 14,250円	③ 円	下記以外の世帯 5,000円 特定世帯 2,500円 特定継続世帯 3,750円	⑧ 円	<b>該当者がいる場合 1世帯につき5,600円</b>	⑬ 円
--	--------	--	--------	----------------------------------	--------

## 4. 軽減額・・・該当世帯のみ計算 ※軽減額については5ページをご覧ください。

軽減割合により	④ 円	軽減割合により	⑨ 円	軽減割合により	⑭ 円
---------	--------	---------	--------	---------	--------

## 5. 年税額(令和2年4月～令和3年3月) ※100円未満切り捨て

① + ② + ③ - ④ = ⑤ (限度額 63万円)	⑤ 円	⑥ + ⑦ + ⑧ - ⑨ = ⑩ (限度額 19万円)	⑩ 円	⑪ + ⑫ + ⑬ - ⑭ = ⑮ (課税限度額 17万円)	⑮ 円
---------------------------------	--------	---------------------------------	--------	-----------------------------------	--------

令和2年4月から 令和3年3月まで <b>国民健康保険税(保険税)</b> ⑤ + ⑩ + ⑮ =	円
--	---

※保険税は前年の所得を基に計算しますので、所得税や市県民税の更正、所得金額の変更等により税額が変更になることがあります。

## 福祉医療費受給者証を更新します

申請・問い合わせ 保険課 医療給付係 ☎43・7046

現在お持ちの福祉医療費受給者証(以下、受給者証)の有効期間が令和2年7月31日までのかたのうち、受給者証が自動更新となるかたに、8月1日から有効の受給者証を7月下旬に郵送します。自動更新とならないかたには、受給者証非該当のお知らせを7月下旬に郵送します。

### ◎自動更新となる受給者証

左記に該当する受給者証が自動更新の対象です(更新申請書は送付しません)。

- 「乳幼児及び小中学生」の受給者証(受給者番号が「3」で始まる受給者証)
  - 「ひとり親家庭の児童」の受給者証(受給者番号が「5」で始まる受給者証)
  - 「重度心身・高齢身体障害者」の受給者証(受給者番号が「8」で始まる受給者証)。
- ただし、受給者証の有効期間が身障手帳・療育手帳の再判定月末となつていて、新しい手帳が交付された場合は、改めて受給者証の交付申請が必要です。


### お知らせ

- ・受給者証の更新の際は、受給者の健康保険の加入状況や令和元年中の所得などを確認します。
- ・令和2年1月2日以降に大館市に転入した場合など、他市町村の所得課税証明書の提出が必要なかたには、6月中旬に通知をお送りします。
- ・現在の健康保険の加入状況や、令和元年中の所得などが確認できないときは、受給者証を交付できない場合があります。
- ・所得制限により受給者証を交付できない場合があります。



## 福祉医療制度の対象になるかた

下記に該当すると思われるが現在受給者証を持っていないかたは、保険課医療給付係・比内総合支所市民生活係・田代総合支所市民生活係のいずれかの窓口で申請してください。

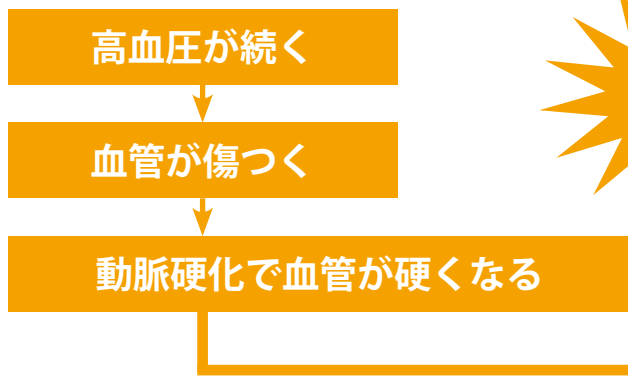
対象区分	対象となるかた	所得制限など
乳幼児及び小中学生	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中学生までの児童(中学校修了年度の3月31日まで)</li> </ul> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・0～2歳児には所得制限はありませんが、県からの補助金対象者を把握するため、所得の確認を行っています。</li> <li>・3歳以降は所得制限がありますが、所得制限により受給できないかたも入院時に限り受給できます。※申請が必要です。</li> </ul>
ひとり親家庭の児童	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ひとり親家庭の児童</li> <li>・父母のいない児童</li> <li>・父または母が身体障害者手帳1～2級程度または障害のため労働が不可能であり、かつ常時の介護や監視が必要な状態にある家庭の児童(18歳に到達する年度の3月31日まで)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所得制限はありませんが、県からの補助金対象者を把握するため、所得の確認を行っています。</li> <li>・児童が会社などの健康保険(被用者保険)の本人(被保険者)の場合は受給できません。</li> </ul>
重度心身障害(児)者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳1～3級の所持者</li> <li>・療育手帳Aの所持者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被用者保険の被保険者は所得制限があります。</li> </ul>
高齢身体障害者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳4～6級を所持している満65歳以上のかた</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所得制限があります。</li> <li>・被用者保険の被保険者は受給できません。</li> </ul>

# 高血圧は万病のもと！ ～自分の血圧を知ろう～

問い合わせ 健康課 ☎42-9055

## 血圧が高いとどうなるの？

血液が心臓から全身に送り出されることによって血管に圧力がかかります。その圧力が高いと血管にかかる負担が大きくなります。普段から自分の血圧を知り、血圧をコントロールすることが大切です。



### 脳血管疾患・心疾患・腎不全につながる！

120/80mmHgを超えて血圧が高くなるほど、脳血管疾患、心疾患、腎不全になる危険性やこれらの病気で死亡する危険性が高まります。

大館市の死因別死亡数(H28)では、1位ががん、2位心疾患、3位脳血管疾患と今も高血圧が原因となる疾患で亡くなるかたが多い状況です。

資料：秋田県衛生統計年鑑



## 血圧の正常値は120/80mmHg未満と基準が厳しく変わりました！

これまで正常な血圧といわれていた120～129/80～89mmHgの範囲も、将来高血圧になりやすいことが国内外の研究で分かってきました。

このことから日本高血圧学会では、2019年に正常血圧を120/80mmHg未満に引き下げました。

この範囲の分類が変わりました

▼診察室血圧値による分類

180以上	Ⅲ度高血圧				
160～179	Ⅱ度高血圧				
140～159	Ⅰ度高血圧				
130～139	高値血圧				
120～129	正常高値血圧				
120未満	正常血圧				
	80未満	80～89	90～99	100～109	110以上

## 家庭血圧の測り方

- 上腕血圧計を選びましょう
- 朝起床後1時間以内、夜就寝前に原則各2回測定し、その平均をとりましょう
- トイレを済ませ、朝食や服薬、喫煙の前に測定しましょう
- 測定前1～2分座って安静にしてから測定しましょう



足はゆったり伸ばす

カフ(腕に巻き付けた布)は心臓の高さ

！ 家庭血圧は「診察室血圧値による分類」のそれぞれの値から5mmHgを引いた値になります !